

意見募集の概要

1 募集期間及び意見数

期間:平成25年3月16日から4月15日 意見数:1件

2 主な意見と総務省の考え方

| 意見の内容 | 提出者 | 総務省の考え方 |
|--|-----|--|
| 携帯端末等の中に、タブレット端末やモバイルゲーム機、USB形状の小型無線LAN装置などは入っているのでしょうか？はっきり明記した方がいいと思います。 | 個人 | <p>今回の改正は、携帯電話端末、PHS端末、広帯域移動無線アクセスシステム（WiMAX及びXGP）及びコードレス電話端末と「同一の筐体に収められている無線LAN（小電力データ通信システム）の無線設備」について、技術基準適合自己確認制度の対象とするものです。</p> <p>ご指摘の「タブレット端末」については、例えば、無線LANと携帯電話端末の両方が同一の筐体に収められている場合、当該無線LANは対象となります。</p> <p>「モバイルゲーム機」については、例えば、無線LANが搭載されているが、携帯電話端末が同一の筐体に収められていない場合、当該無線LANは対象となりません。</p> <p>「USB形状の小型無線LAN装置」については、携帯電話端末が同一の筐体に収められている製品は、一般的には想定されませんので、その場合の小型無線LAN装置は対象となりません。</p> |